

令和５年度法務省委託「人権啓発活動等に関する効果検証等」に関する入札（仕様書）

1 目的

法務省の人権擁護機関（法務省人権擁護局、法務局・地方法務局及び人権擁護委員）が自ら実施している人権啓発活動（以下「直轄事業」という。）、法務省が公益財団法人人権教育啓発推進センター（以下「当センター」という。）に委託して実施している人権啓発活動（以下「中央委託事業」という。）及び法務省が地方公共団体に委託して実施している人権啓発活動（以下「地方委託事業」という。）について、アンケート調査を実施し、人権啓発活動等に関する効果の測定、調査結果の集計・分析及び効果の検証等を行うことによって、より一層の効果的な人権啓発活動等を実施するための情報を得ることを目的とする。

2 概要

（１）名称

人権啓発活動等に関する効果検証等

（２）内容

人権啓発活動等に関するアンケート調査、集計・分析

（３）対象事業

法務省の人権擁護機関が令和４年度に、直轄事業、中央委託事業及び地方委託事業として実施した人権啓発活動等

（４）実施期間

令和５年９月を予定

3 業務内容

（１）アンケート調査の実施

ア 調査内容

人権に関する意識や法務省の人権擁護機関が実施する人権啓発活動等の認知状況・認知経路等に関するアンケート調査を実施する。

イ 調査手法

インターネットを活用したモニター調査によって実施する。

具体的には、受託者が作成した調査票をインターネット上で公開し、調査対象者が当該調査票にアクセスして回答する形式とする。

ウ 調査対象地域

全国

エ 調査対象者及びサンプル数

調査対象の区分は、１０歳代、２０歳代、３０歳代、４０歳代、５０歳代、６０歳代、７０歳以上の男女とする。

サンプル数(有効回答数)は、１８,０００サンプルとする。

上記サンプルにおいては、職業（会社員、公務員・団体職員、自営業、パート・ア

ルバイト、主婦・主夫、無職、学生、その他等とする。)及び居住地域(市区町村単位まで)を把握するものとする。

なお、サンプルの年代、性別、居住地域(都道府県単位)の構成は、日本の人口構成比率に近くなるよう配分を行うものとする。

オ 設問数

設問数は、50問程度とする(マトリクス及び自由回答の設問を含む。昨年度の調査では49問中33問がマトリクス)。

なお、基本属性(年代、性別、居住地域及び職業)の設問は別途作成し、上記設問数に含まない。

カ 調査実施時期

令和5年9月を予定

なお、具体的な実施時期については、受託者と当センター及び法務省にて調整の上決定する。

キ 調査設計及び調査票の作成

受託者は、本調査の目的及び各人権啓発活動等の事業目的・内容等を十分理解した上で、過去の調査の内容・結果等の指摘事項等を踏まえ、法務省の人権擁護機関が実施する人権啓発活動等の効果検証にとって有益な結果が得られるよう、以下に従って本調査に係る具体的な調査設計及び調査票の作成を行う。

その際、インターネットモニター調査の特性や、広告・広報効果検証に関する知見を踏まえ、信頼度の高い調査となるよう留意する。

(ア) 調査設計

調査設計については、本仕様書の範囲内で、受託者において具体的な提案を行い、当センター及び法務省と協議した上で決定する。

この際、調査結果の集計・分析方法及び効果検証方法についても、併せて提案するものとする。ただし、令和4年度において実施した本調査(以下「令和4年度調査」という。)との継続性にも配慮すること。

(イ) 調査票の作成

a 設問については、当センターが示す別紙1「参考設問例」及び当センターから受託者に提供する前年度調査時における設問等も参考として、受託者において設問内容の提案を行い、当センター及び法務省と協議した上で決定する。ただし、経年で推移を測定すべき項目については、令和4年度調査との継続性を損なうことのないよう十分配慮すること。

b 決定した設問を基に受託者が調査票を作成し、当センターの承認を得る。

なお、作成に当たっては、画像や文字の見やすさ等、ユーザビリティに配慮することとする。

c 調査票には、参考情報として、必要に応じ画像データを添付するほか、必要に応じ外部リンクを設定し、外部サイトを参照する方法による参考情報の閲覧も可能とすることとする。参考情報のデータは当センターから支給し、受託者は適宜編集、加工する。また、設問と設問の間に画像データを表示させた

り、設問の進行に一定の規則を設けたりするなど、インターネット調査の特性をいかした、人権啓発活動等の効果検証にとって有益な仕組みを構築することとする。

- d 外部リンクを設定する場合、外部リンク先のウェブページは受託者が用意したサーバー上に制作することとし、他のウェブサイト等へのリンク設定は原則認めない（ただし、法務省又は人権ライブラリーのウェブサイト及びソーシャルメディアアカウント等へのリンク設定については、それぞれ法務省又は当センターの了解を得て行うことができる。）。また、リンク先ページは、A4判1枚以内に収まる程度の構成で制作及び設定を行うこととする。

（ウ）上記（ア）及び（イ）における具体的な事項については、受託者のみに開示する。

なお、上記（ア）及び（イ）の作業に当たっては、当センター及び法務省と協議を行うとともに、当センター及び法務省の要請に応じて、適切な調査・検討を行うものとする。

（2）調査結果の集計・分析

受託者は、広報事業全般及び広報実務、特に広告・広報効果検証に関する知見、過去の調査の内容・結果等を踏まえた上で、全ての調査結果について、以下に従って集計・分析を行うものとする。

なお、集計・分析の方法については、「令和4年度人権啓発活動等に関する効果検証等業務報告書」との継続性も考慮しつつ、当センター及び法務省と協議を行った上で、より効果的な集計・分析方法について、受託者から提案を行うこと。

ア 集計方法について

（ア）単項目単位の集計のほか、回答者の属性や複数項目を組み合わせたクロス集計を行い、表形式及びグラフ形式の集計表を作成する。また、自由入力形式の設問については、主な回答結果を一覧形式等により整理する。

（イ）クロス集計については、別紙2に掲げる区分を想定している。

必須項目については、基本的に全ての設問についてクロス集計を行う。それ以外の区分については、分析の必要性に応じてクロス集計を行うこととし、対象とする設問・区分は、当センター及び法務省と協議の上決定する。

なお、区分ごとのサンプル数の不足等から、集計・分析に支障がある場合には、これ以外の区分により集計を行うことができる。その場合の区分については、当センター及び法務省と協議の上決定する。

イ 分析方法について

受託者は、以下に示すような方法により、調査結果の分析を行うこと。

なお、分析に当たっては、上記アの集計結果のみを基に行うのではなく、受託者の有する広報事業に関する知見を基に、各媒体・事業の特性や、当センターから提供する参考情報（実施期間、実施場所、実施内容等）の内容等を踏まえた、総合的な分析を行うこと。

おって、詳細な分析方法については、当センター及び法務省と協議の上決定する。

(ア) 設問ごとの調査結果の傾向を解説した上で、その結果が生じた理由について分析を行うこと。

(イ) 人権啓発活動等の種類ごとの調査結果の傾向及び全体的な傾向を解説した上で、その結果が生じた理由について分析を行うこと。

その際の人権啓発活動等の種類については、以下のような分類に従って、比較・分析を行うことを想定している。

a 広告

(例) ポスター・テレビCM・ラジオCM・新聞広告・雑誌広告・交通広告・インターネットバナー広告、SNS等

b 教材・コンテンツ

(例) 啓発冊子・リーフレット・動画コンテンツ・ビデオ・ウェブサイト等

c 活動

(例) 人権の花運動・人権啓発フェスティバル（ミニフェスティバル）・スポーツ組織と連携協力した人権啓発活動等

d その他

(ウ) 上記のほか、人権啓発活動等の効果検証に当たって、有益と思われる分析の視点や手法について、当センターに提案の上、それに従った集計・分析を併せて行うこと。

(エ) 可能な項目については、令和4年度調査の結果との比較・分析を行うこと。

(3) 人権啓発活動等の効果検証

受託者は、各人権啓発活動等の事業目的に照らして、調査対象とした人権啓発活動等の効果検証を行うこと。

効果検証は、個々の人権啓発活動等について、本調査の集計・分析結果のみならず、受託者の有する広告・広報効果検証に関する知見を基に、各媒体・事業の特性や、当センターから提供する参考情報（実施期間、実施場所、実施内容等）の内容等を踏まえ、総合的な検証を行うこと。

(4) 今後の人権啓発活動等に関する提案

ア 受託者は、上記効果検証結果等を踏まえ、各人権啓発活動等の手法に関する現状の問題点の考察や改善点の提案を行うこと。

なお、その際、啓発・広報媒体の認知度及び受け手に対する訴求力の向上に資する具体的な方策を提案すること。

イ 上記アのほか、本調査の対象とした人権啓発活動等のみならず、法務省が実施する人権啓発活動（直轄事業・中央委託事業・地方委託事業）全体として、効果的な啓発・広報活動を行う上での現状の問題点の考察や、今後採るべき広報戦略・方策・手法等の提案を行うこと。

また、人権啓発活動等に関する効果の測定及び検証等に係る調査及び分析の方法についても、問題点の考察や改善点の提案を行うこと。

※ 法務省が実施している主な人権啓発活動については、法務省人権擁護局ウェブサイト参照（https://www.moj.go.jp/JINKEN/index_keihatsu.html）。

(5) その他本業務を達成するために必要な一切の業務

本業務には、上記(1)から(4)までのほか、調査結果に基づく成果物作成や、調査票データ及びその他データを公開するためのサーバーの手配など、本業務を達成するために必要な一切の業務を含むものとする。

4 成果物及び納入期限

(1) 納入する成果物及び納入期限は以下のとおりとする。

ア 集計表

調査結果の集計表（ローデータ）について、調査終了後、当センターにおける10勤務日（土日、祝日、令和5年12月29日から令和6年1月3日までの間を除く日）以内に、電子データにより提出すること。

イ 令和5年度人権啓発活動等に関する調査結果報告書

受託者による調査結果の集計・分析、人権啓発活動等の効果検証、今後の人権啓発活動等に関する提案に対して、当センターから調査結果考察及び人権啓発活動の効果の向上に向けた意見・加筆修正等を加えるので、これを反映した調査結果報告書について、令和5年12月28日（木）までに電子データ及び冊子として印刷・製本したもの85部を提出すること。（参考：「令和4年度人権啓発活動等に関する効果検証業務等報告書」総ページ数約250ページ）

(2) 上記(1)の納入成果物については、以下の条件を満たすこととする。

ア 上記(1)アの集計表の電子データについては、Microsoft® Excel 2016で扱うことができる形式で適宜の媒体により提出すること。

イ 上記(1)イの報告書の様式は、A4判、横書きとし、日本語で記述すること。規格については以下のとおり。

(ア) 電子データ

Microsoft® Word 2016で扱うことができる形式で提出すること。

(イ) 冊子

〔体裁・部数〕

サイズ A4判

製本 無線とじ

部数 85部

〔版色〕

表紙及び背表紙：1色刷

本文：4色刷

〔紙質〕

表紙及び裏表紙：レザック66、四六判175kg

本文：再生上質紙、A判44.5kg

(3) 成果物の納入先は以下のとおりとする。

公益財団法人人権教育啓発推進センター（若しくは指定する場所）

5 応札者条件

応札者は、以下の（１）から（６）までの条件を満たしていること。

また、（３）については、条件に適合することを疎明することを証明する証拠書類を提出すること。

- （１）調査実施に加え、調査結果の分析に必要な、広報事業全般及び広報実務、特に広告広報効果検証についての専門的な知見を有し、調査結果の集計・分析、効果検証及び次年度以降の各種人権啓発活動等について、有益かつ具体的な考察及び提案を行うことが可能であること。
- （２）本業務を遅滞なく遂行できる能力を有すること。
- （３）ISO／IEC 27001 認証、プライバシーマーク使用許諾のいずれかを取得していること。
- （４）各省庁における物品の製造・販売等に係る一般競争（指名競争）の入札参加資格（全省庁統一資格）を有すること。
- （５）法務省及び他の府省庁等から指名停止を受けている期間中でないこと。
- （６）適格請求書発行事業者の登録を受けていること。

6 提出書類

- （１）入札書（添付の書式を使用すること）
- （２）見積内訳書
- （３）委任状（書式自由、代表者が入札する場合は不要）
- （４）ISO／IEC 27001 認証又はプライバシーマーク使用許諾の証明書の写し
- （５）各府省一般競争（指名競争）参加資格審査結果通知書の写し
- （６）適格請求書発行事業者の登録通知書の写し又は適格請求書発行事業者登録番号届出書（別紙）

※ 上記（１）及び（２）は同一の封筒に入れ封印の上、当該封筒に件名及び氏名（法人の場合は法人名）を明記すること。

7 提出期限・及び提出先

提出書類は、令和5年6月16日（金）午前9時30分までに公益財団法人人権教育啓発推進センター（東京都港区芝大門2-10-12）事業部第1課松本に提出すること。

8 開札

- （１）日時：令和5年6月16日（金）午前10時～
- （２）場所：公益財団法人人権教育啓発推進センター（東京都港区芝大門2-10-12）

9 落札方式

10 本業務請負に当たっての留意点

(1) 受託者の責務

- ア 受託者は、必要に応じて当センターが求める協議に応じること。
- イ 受託者は、契約締結後速やかに責任者を選任し、当センターに届け出なければならない。
- ウ 受託者は、緊急の対応を要する場合を想定し、常時連絡が取れる体制を取らなければならない。
また、当センターが本業務に係る打合せの開催を求めた場合は、これに参加すること。
- エ 受託者は、契約締結後5営業日以内に調査票の作成からアンケート調査の実施、調査結果の集計・分析、効果検証等、報告書の作成、納品（電子データも含む。）までの工程表（納品までのスケジュール表）を作成し、当センターの承諾を得なければならない。
- オ 受託者は、不測の事態により定められた期日までに業務を完了することが困難になった場合には、直ちにその旨を当センター担当者に連絡し、その指示に従わなければならない。
- カ 受託者は、業務の過程で当センター担当者から指示された事項について、迅速、的確かつ誠実に対応しなければならない。
- キ 運用状況等を踏まえ、作業体制や作業計画を変更する必要があると認めるときは、変更案を作成し、当センターの承諾を得ること。
- ク 報告書における数値や分析については受託者の責任において正確性を担保すること。なお、納品後1か年以内に数値及び分析内容に係る重大な誤りが発見された場合は受託者の費用負担において正しい報告書を再納品すること。

(2) 再委託

- 再委託の取扱いについては、追って交わす契約書のとおりであるが、特に以下のアからエまでに留意すること。
- ア 受託者は、委託業務の全部を一括して第三者に委託することはできない。
 - イ 受託者は、委託業務の一部を再委託しようとする場合には、当センターの定める様式により再委託承認申請書を提出し、当センターの承認を受けなければならない。
 - ウ 受託者は、委託業務の一部を再委託したときは、再委託の相手方の行為について、当センターに対し全ての責任を負うものとする。
 - エ 受託者は、委託業務の一部を再委託しようとするときは、受託者がこの契約を遵守するために必要な事項について、追って交わす契約書を準用して、再委託の相手方と契約しなければならない。

(3) 情報セキュリティ対策

- ア 受託者は、法務省の要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付に応じて適切に取り扱われるための措置（提供時の状態の維持、閲覧者の限定など）

を講ずること。

イ 受託者は、本業務に関して提供された情報その他知り得た情報を実施体制に定めた者以外の者には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用しないこと。

ウ 受託者は、本業務に関して提供、貸与等された情報その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他者に漏えいしないこと。

エ 当センターは、本業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、情報セキュリティ対策の実績、情報の秘密保持等に係る管理状況の報告を求め得ること。

オ 受託者は、本業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、速やかに当センターに報告することとし、必要に応じて当センター及び法務省の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。

カ 本業務を実施するに当たって、別紙3「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏えい又は本業務以外の用途での使用をしないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。

キ 当センターは、適宜、履行場所における業務実施状況の視察を、業務開始前及び業務実施中に事前に予告することなく実施する場合があること。

(4) 著作権等

ア 本業務で作成される成果物について、著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む全ての著作権は、法務省に帰属し、法務省が独占的に使用するものとする。

イ 受託者は、本業務において発生する全ての著作権者人格権をいかなる者に対しても行使しないこととし、また第三者をして行使させないものとする。

ウ 第三者が権利を有する著作物を納入成果物に含ませる必要がある場合（当センターが特にその使用を指示した場合を除く。）、費用負担を含む一切の使用許諾条件等を当該第三者から聴取し、その内容を当センターに書面で提出して判断を求めること。

なお、当センターがその必要を認めて納入成果物に含んだ場合は、当該箇所を明記すること。

エ 本件仕様書に基づく作業に関して、第三者との間で著作権に関わる権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら当センターの責めに起因する場合を除き、受託者は自らの負担で一切の処理を行うこと。

(5) 機密保持等

ア 本業務を実施するに当たって、業務上知り得た情報の開示、漏えい、又は本業務以外の用途での使用をしないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。例えば、関係者等に対しメールによる連絡をする場合には、当該受信者が他の受信者のメールアドレスを閲覧することができないようBCC機能により送信するなど、情報の流出防止に最善を尽くすこと。

なお、受託者の責任に起因する情報の漏えい等があった場合は、契約条項上の「瑕疵等による債務不履行」に該当するものとする。

イ 受託者の責任に起因する情報の漏えい等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置は全て受託者が負担すること。

ウ この項目について受託者は、契約期間の終了後においても同様とする。

エ その他

(ア) 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(イ) 当センターは、受託者が契約を履行する上で必要な関係書類等を随時貸与するものとする。ただし、貸与された書類等は、当センターから請求があった場合、契約にて定められた引渡時期までに当センターに返還しなければならない。

(6) その他

本仕様書に記載していない事項及び詳細内容については、受託者と当センターとが協議の上決定し、当該決定事項について書面をもって確認することとする。

1 1 その他

(1) 応募に当たっての提出書類は返却しない。

(2) 本入札の参加に要する経費は、参加者の負担とする。

1 2 監督及び検査

本件業務の適正な履行を確保するため、受注者への必要な監督及び作業完了の監督・検査は、以下の職員が行う。なお、異動等により職員が交代した場合は、後任の職員がこれを行う。

(1) 検査職員： 総務部長 小笠原崇嗣

(2) 監督職員： 事務局長 上杉憲章

1 3 問合せ先

公益財団法人人権教育啓発推進センター 事業部第1課 松本・正岡

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F

電話：03-5777-1802（代表）FAX：03-5777-1803

メール：jigyoo01@jinken.or.jp